

近世中期における幕府勤役と師範

—新役への知識の継承をめぐる—

大友 一雄

【要 旨】

江戸幕府という、当時あって最も整備された巨大組織において、組織運営に関する知識や技術は如何に継承されたのであろうか。組織は自らの維持発展に関わり、知識や技術を後進に伝えるための仕組みを内包することになるが、その仕組みについて、従来注目されることはほとんど無かった。また、この仕組みは基本的に組織のあり方に規定されると考えられるが、組織のあり方そのものについても十分な研究があるとはいえない。

アーカイブズ学においては、記録を発生させた組織について、その理解を深めることが欠かせない。本報告はそうした取り組みの一つである。具体的には幕府寺社奉行を事例に、新任の者が如何に体制を整えていくのか、従来ほとんど検討されてこなかった「師範」という存在に注目して、その方法を明らかにしたものである。

なお、新任への情報の伝授は、各役職がそれまで貯えた知識や技術がもっとも体系化されて行われるため、継承すべき情報の全体像を把握する上でもっとも有効な場面といえる。また、その場面は、組織のあり方、その性格がもっとも露出する場とすることもできよう。残された課題は多いが、組織における知識や技術の伝達に関わる一端が明らかにされたといえる。

【目 次】

はじめに

I. 寺社奉行の新旧交代と情報伝達

II. 新役寺社奉行の就任と師範

III. 新役寺社奉行の初月番と師範

おわりに

はじめに

近世の社会集団の存在を集団が主張する由緒との関わりで追究することが近年広く見られる¹⁾が、組織・集団の存続にとって欠かせない問題に知恵（知識）や技術の継承がある。組織・集団が蓄積した知恵や技術はいかに伝承され、社会を成り立たせていたものか、そのあり方や展

1) 拙著『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館、1999年）、井上攻『由緒書と近世の村社会』（大河書房、2003年）など。

開の追究は、前近代における組織・集団の存在についての理解を深めるに違いない。

この方面での研究は、従来、職人・宗教関係などの職能集団の免許制の問題に関連して一定度の蓄積が見られ、そこでは職能集団の性格や権利の構造が追究されてきた²⁾が、必ずしも継承の仕組みそのものが明らかにされてきたとはいえない。継承の仕組みは、基本的に組織・集団それぞれが内包していたと考えられるが、社会集団の構成員は個人ではなく、擬制的な「家」が単位である場合が少なくない。組織・集団における知識や技術の情報伝達を考えるには、当時の組織・集団に関する理解を踏まえることが必要となる。

本稿ではこれらの諸点に留意しながら、江戸時代に最も組織的な整備が進むと考えられる幕府の役職に注目し、組織活動に関する知識や技術がどのように継承されたものか、江戸幕府の新任寺社奉行への執務情報の伝達に関して、その担い手の存在を明らかにしながら検討したい。なお、本研究は近世の組織体と記録に関するアーカイブズ研究との関わりでまとめたものであることを明記しておきたい³⁾。

I. 寺社奉行の新旧交代と情報伝達

(1) 寺社奉行と執務情報

ここでは行論に関わり、寺社奉行の組織運営上の特徴について、とくに月番制と執務を支える下僚のあり方、寺社奉行の執務と記録のあり方について概観したい。

寺社奉行は、近世中期以降、概ね4人ほどの奉行が月番で順番に執務を担当する形を基本としたが、この点に関わり留意すべきは、幕府の寺社支配に関わる日常の事務の多くが、寺社奉行に任じられた大名家の家臣によって処理された点である。勘定奉行・町奉行などでは、その下に旗本・御家人などが多数配属され、勘定所・町奉行所を構成する。しかし、寺社奉行職では、一部、評定所吟味物調役が加わるが、自らの家臣を寺社役・大検使・小検使・物書などの掛りに任じ体制を整えた。よって、月番による担当奉行の交代は、単なる奉行の交代ではなく、仕事を担う事務組織の交代を意味したわけである⁴⁾。

また、寺社奉行職は、老中や若年寄、大坂城代などへ昇進するための登竜門というべき役職であり、就任者は周廻から評価を得ることが必要となった。執務の体制整備は、家の存亡にも関わる重要な問題でもあったといえる。

次に執務体制整備に欠かせない執務記録の存在について確認しておきたい。

寺社奉行職のもとに発生・蓄積した記録群には、旧稿⁵⁾で検討したように少なくとも3つの

2) 近年であれば身分的周縁論もその一つである。ただし、身分の組織化などに比重があり、職能の獲得過程などに関する研究は充分とはいえない感がある。

3) アーカイブズ学に関しては、史料館編『アーカイブズの科学』上下巻(柏書房、2003年)所収論文、『日本のアーカイブズ論』(岩田書院、2003年)所収関係論文などを参照されたい。

4) 寺社奉行の組織的な構造に関しては、とりあえず拙著『江戸幕府と情報管理』(臨川書店、2003年)を参照されたい。

5) 拙稿「幕府寺社奉行と文書管理」(高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史科学研究』所収、北大図書刊行会、2000年)。

ものが存在した。すなわち、①月番引継文書群、②株筋の文書群、③担当者の個々の家に蓄積した文書群である。①は月番担当に欠かせぬ共用の文書群であり、月番から月番へと引き継がれた。共用の文書群の成立は、奉行4人による執務の均質化・事務の高度化などが次第に強く求められた結果と考えられる。その成立時期はいまだ特定できないが、元禄期にはすでに存在した。

②株筋の文書群は、新旧の寺社奉行間で引き継がれた株筋の文書群である⁶⁾。株筋とは、江戸及び江戸近郊の寺社とその寺社門前地に対する支配を、寺社奉行4人がそれぞれ分担して受け持った持ち場である。この持ち場に関する記録は、担当の寺社奉行のもとに蓄積され、寺社奉行の新旧交代に伴い、月番を介し退職者から新役へ株筋の文書として引き継がれた。

③は寺社奉行の家（江戸藩邸）に蓄積した文書群である。日々作成・授受された事務文書や参考情報、時に寺社奉行による編纂物⁷⁾などからなり、その分量は①②に比して相当大規模であったと考えられる。

以上、寺社奉行職では、執務の大半を家中のものが担うため、就任直後は、奉行・家中とも職務を承知していない状態であった。寺社奉行所としての体制整備には、相当の知識や技術の伝達が欠かせなかった。伝達が不十分であれば、新役寺社奉行家の責任問題となりかねない。執務情報の伝達はいかに行われたのか、その検討は幕府役職の性格や構造の理解とも密接に関係するものと考えられる。3つの記録の存在にも注目しながら検討したい。

（2）「寺社奉行新役被仰付候部」について

分析に用いる史料「寺社奉行新役被仰付候部」は、寺社奉行松平右京亮輝和の編纂とされる「祠部職掌類聚」⁸⁾に収録されるが、そもそもは松平右京亮の日記から新役の寺社奉行に関する記事を集め成立したものである。同人の寺社奉行就任期間は天明4年（1784）から寛政10年（1798）までの14年間に及び、他の寺社奉行に比すると就任期間は長い。この就任期間中に「祠部職掌雑纂」1000巻を編纂するなど、情報の集積整備に広範な取り組みもみられる。

「寺社奉行新役被仰付候部」は、こうした職務や編纂との関わりで作成されたものであり、天明末年から寛政期に就任した新役寺社奉行に関する記述が多数見られる。同期の寺社奉行を見習の者も含めて示すならば次の10人であり、このうち○印を付した7人に新役関係の記事が見られる。

堀田相模守正順	（天明3年7月28日～天明7年4月19日）
松平右京亮輝和	（天明4年4月26日～寛政10年12月8日）
土井大炊頭利和	（天明6年3月24日～天明8年6月26日）
○松平和泉守乗完	（天明7年3月12日～天明7年12月16日）
○稲葉丹後守正謙	（天明7年4月19日～天明8年6月26日）
○牧野備前守忠精	（天明7年9月5日～天明7年12月23日）（見習）
○牧野備前守忠精	（天明7年12月23日～寛政4年8月28日）

6) 小沢文子「寺社奉行考」（『幕府制度史の研究』所収、吉川弘文館、1983年）

7) たとえば松平右京亮輝和は寛政8年「祠部職掌雑纂」千巻を完成させた。

8) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13所収、汲古書院。

○松平紀伊守信通 (天明8年4月15日～天明8年6月26日) (見習)

○松平紀伊守信通 (天明8年6月26日～寛政3年8月18日)

○板倉左近将監勝政 (天明8年6月26日～寛政10年5月1日)

日記の記述は簡略な場合もあるが、同時期に7人分の事例が存在するため、相互比較が可能であり、当該期の新役への情報伝達を考える上で格好の素材といえる。

II. 新役寺社奉行の就任と師範

(1) 師範の決定と師伝之品

寺社奉行にとどまらず新役の者は執務に関する情報を収集し、職務を円滑に進めようと努力する。ただし、そのあり方は時代や組織によって異なった。卑近な例ではあるが、現代社会では、知事や市長などの場合、彼らを支える県庁や市庁が存在し、不慣れな者であってもこれをサポートする。しかし、寺社奉行の場合は、前述の通り奉行を支える下僚の者達も新任であり執務を承知していない。そうした状況のなかで新役はいかに執務体制を整えたものか、文字情報のみならず音声やしぐさなどの情報獲得にも注意しながら検討したい。音声やしぐさについての留意は、文書・記録による伝達方法が未発達な段階における情報伝達手段のあり方について、種々の論点を提供することになると考えたことによる。

なお、これまでの筆者の研究との関わりで、あらかじめ見通しを示すならば、近世中期の証拠主義の徹底に伴う法の整備と証拠記録の整備などを通じた「家的な記録作成・管理」から「仲間的・組織的記録の作成・管理」への転換⁹⁾が、新役への情報伝達を「家的な情報伝達」から「組織的な情報伝達」へと転換させたことが想定される。ひとまずこれを仮説として示し、その実際を追究したい。

はじめに新役の執務情報の習得方法について、天明7年(1787)4月19日に寺社奉行に登用された稲葉丹後守を事例に検討したい。稲葉丹後守の寺社奉行への任用は、江戸殿中御座之間において、老中などが列席するなか將軍によって行われた。これは同日寺社奉行堀田相模守が大坂城代へ昇進したことによる後任人事であった。任命行為が終了すると部屋を替え、同職が列席するなかで新役の世話を行う師範が決定する。後述のごとく新役への情報伝達において、師範が果たす役割は極めて重要である。以下、この師範に注目して、執務情報の伝達方法を明らかにしたい。まず師範決定の様子を松平右京亮の日記に探りたい¹⁰⁾。

一、丹後殿師範之義於羽目之間自分江相頼断候得共、強而和泉殿大炊頭相頼候、許容致候
処兩人ニ而取合自分師範許容一統礼申之

記述はやや具体性を欠くが、他の場合なども踏まえて解釈するならば、殿中羽目之間において、松平右京亮は新役稲葉丹後守の師範を勤めるよう同僚松平和泉守・土井大炊頭から依頼を受ける。右京亮はこれを一端断るが、繰り返しての強い依頼に、最終的には引き受けることを

9) 前掲拙著『江戸幕府と情報管理』臨川書店、2003年。

10) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「稲葉丹後守殿寺社奉行加役被仰付候二付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役二付月番是又師範取計候一件」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、158頁)。

内諾する。その結果、新役丹後守は和泉守・大炊頭の取り持ちを持って松平右京亮に正式に師範を依頼した。

師範は「師匠」「世話役」「古役」などと記す場合もあるが、その役割は新役の研修にある。師範の決定は上記の通り在職者間で協議し、同役のなかから候補者を選び、その者に新役から願い出る形を取った。この選出の特徴は、新役が予定者に願い出て初めて師範が確定する点にある。組織的であるが、手続きからは私的な依頼がシステマ的になされているともいえる。ついでには師範による新役稲葉丹後守の世話のあり方をさらに探ってみたい。次は就任当日の夕方、新役が師範宅を訪問した際の記述である¹¹⁾。

一、丹後殿吹聴并師範二付被参候次第左之通

一、丹後殿被参表座敷江被通役人江逢被申度由、役人罷出候処吹聴、且師範之礼被申述、役人申聞候二付内座江案内可申旨申付、側之者刀持内座江被通茶・多葉粉盆差出、夫より自分罷出對話いたし鬘斗出、吸物酒肴等差出、夫より自分勝手江引、役人三人共二罷出呼、夫より料理差出相済、濃茶・煎茶・菓子相済而自分出席段々御達

但料理二ノ膳向付

一、御用箱給仕肝煎之者持出

胴メ 胴乱
 印判 木形二
 留書十二冊 壺封二いたし

右師伝之通相渡之

外ニ心得ニも可相成と二封、是ハ師伝之外ニ借遣之

新役丹後守は登用された夕方、師範を引き受けた松平右京亮宅を訪問し、謝辞を申し述べた。師範方では夕食などを用意し、振舞いが終わると師範は御用箱を持ち出し、これを丹後守に与えた。箱には胴メ、印判、留書12冊の3品が納められる。このうち「留書十二冊」は寺社方の裁きのための判例集「寺社方御仕置例書」、印判2つは寺社奉行の公印と考えてよからう。裁きの基準（いうならば法）と公印は寺社奉行の職務遂行において、その権限の象徴ともいえるべき存在といえる。また、具体的な用途は不明であるが、「胴メ」も同様のものであったに違いない。寺社奉行はそれを有することで執務を遂行できたわけである。また、日記は、これらの品を「師伝之通相渡之」と記しており、師範・新役間で伝えられるべき品、いうならば「師伝之品」として存在したことになる。また、世話をする師範から世話を受ける新役へ授与される点からは、両者の関係を象徴する存在とすることもできよう。

（2）「師伝之品」の調達と「師伝外之品」

それでは師範はこの「師伝之品」をどのように用意したのだろうか。「寺社奉行新役被仰付候部」所収の次の記事に注目したい¹²⁾。なお、史料中括弧内の注記は筆者による（以下同断）。

11) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「稲葉丹後守殿寺社奉行加役被仰付候二付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役二付月番是又師範取計候一件」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、158～159頁）。

12) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「寺社奉行新役被仰付候義二付同役申合留之内書抜」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、136頁）。

寺社方御仕置例書抜株付又ハ師範より請取方之事

一、明和七寅年閏六月廿七日越中殿(牧野貞長)於内寄合伊賀殿(松平忠順)より受取之寺社方御仕置例書之義、是迄株付又ハ師範より請取区々ニ有之如何之様ニ付右者御定書ニ准候ものニ候間、今度各申談相改伊賀守方二者(て)相認一冊ツ、銘々致所持、已来御役替等被仰付候節者封候而以直印相渡可申段、明和七庚寅閏六月廿七日越中守宅於内寄合申合之

右から「寺社方御仕置例書」(以下「例書」)の取り扱いに関して次の諸点を確認できる。①「例書」は「公事方御定書」に準ずるものであるため、今回松平伊賀守忠順が寺社奉行人数分を認め各自が1冊ずつ所持すること、②離職時には封印のうえ直印をもってこれを引き継ぐこと、③これまで「例書」の引き継ぎが株付または師範からなされ、混乱が起きていること、などの点である。

③で「例書」の引き継ぎ先が問題とされるが、離職者が新役へ直接引き継ぐことはなく、手続的にはいったん月番に戻すことになる。つまり、離職者→月番→師範→新役と渡る形を基本としたといえる。「例書」が株付から渡る混乱は、江戸の寺社支配を担当した株筋の文書が、離職者→月番→新役と引き継がれたことから、「例書」も一緒に師範を介することなく、新役へ引き継がれたことによるものであろう。

以上のように、「例書」の引き継ぎには、明和期に一部混乱はあるものの、離職者が封印のうえ月番に戻し、それを師範を通じて手渡す方式へと統一された。その封印が天明段階にも続いていたことは先の史料に「留書十二冊 壹封ニいたし」とみられる点からも明らかである。

なお、封印の利用は、「例書」が「御定書ニ准候ものニ候もの」と位置づけられたことと無関係ではない。「公事方御定書」は他見が禁じられた書物であり、評定所の構成員へも貸与の形がとられ、離職の際には返却する決りであった¹³⁾。寺社奉行の「例書」もこうした公事方御定書の手続きを取り入れていたことが考えられる。また、他の「師伝之品」も、一緒に箱に収納されていた点からして、同様に引き継がれたと見て間違いなからう。

しかし、「師伝之品」の引き渡しによって執務に関する知識がすべて伝授されたとはいえない。師範松平右京亮は新役稲葉丹後守に「外ニ心得ニも可相成とニ封、是ハ師伝之外ニ貸遣之」と、執務の参考に「師伝之外」のもの「ニ封」を貸与する。「ニ封」の内容や分量は不明であるが、これは師範の判断によるものであり、「師伝之品」のように取り決められた特定のものではない。もちろん、「月番引継ぎ文書」「株付の文書」といった寺社奉行の共用文書でもない。つまり、師範の判断のもとに貸与された文書とは、私的な収蔵の文書であり、離職時にも引き継ぎ対象とならない文書といえる。その数量は象徴的な「師伝之品」とは異なり、相当の数量

13) たとえば、寺社奉行松平右京亮輝和の日記、天明8年(1788)7月2日条に次のように見える。「御定書者右両所(土井大炊頭・稲葉丹後守)より先月之月番備前殿江被差越、同人より当月之月番自分(松平右京亮)江被引送候ニ付、今日役人評定所迄持参甲斐庄武助申談置、公事濟誓詞之間より板左近将監・松紀伊守殿江引渡、尤山信濃・植長門取合ニ而相渡候、其節田沼主殿頭江相渡居候御定書同人返上ニ付納有之候、御定書松紀伊守殿方江下ケ置披見いたし候処、此度寺社奉行被仰付候ニ付、御定書別段相渡候付、今日先達而相渡置候御定書返上、是又信濃・長門立合ニ而請取評定所江納置候」(「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「板倉左近将監松平紀伊守殿寺社奉行加役被仰付候ニ付師範いたし候一件」【内閣文庫所蔵史籍叢刊】13、165頁)。

である¹⁴⁾。実質的な面ではこれらの貸与が欠かせぬものとしてあったといえる。

以上、新役稲葉丹後守を事例に、師範の決定方法、「師伝之品」の授与、師伝以外の記録類の貸与など、師範のあり方の一端を明らかにしたが、奉行とともに執務に従事する家中の者達はどのようにして執務に関する情報を習得したのであろうか。次に検討したい。

（3）掛りの者達への執務情報の伝授

寺社奉行の交代は、前述のごとく奉行本人の交代の止まらず、奉行を補佐する掛りの者達の交代を意味した。そのため補佐を命じられた掛りの者達は、当初、担当すべき執務が何であるのか、それをどのような方法で処理すべきか、全く承知していなかった。実務の遂行面では掛りの者が担う役割が少なくないだけに、情報の習得は奉行以上に重要な問題であったといえる。以下、その方法の一端を明らかにしたい。

まず、新役稲葉丹後守が師範松平右京亮宅を訪ねた天明7年（1787）4月19日、師範右京亮の日記にみられる次の記事に注目したい¹⁵⁾。

一、丹後殿（稲葉）役人被申付候由二而自宅（松平右京亮）江罷出候間、又々為致伝達、諸留帳・表題書付、尤紙品も銘々記分、且又寺院其外席分帳・式台送帳、当日入用之品二付為貸遣候、其外大検使・小検使等も罷出、又々参会伝達為致候

右では、稲葉丹後守の奉行就任に伴い同人家中から取り立てた役人（寺社役）が師範松平右京亮宅を訪ね教示を受ける。具体的には諸留帳・書付をはじめ、寺院其外席分帳・式台送帳などの記録類が貸与される。ここには帳簿の内容のみならず、記録の作成方法なども含めて伝授する意があったと考えられる。また、伝達は師範の指示のもとに行われたが、実際には師範右京亮の寺社役から新役の寺社役へと直接伝達されたわけである。

また、当日、寺社役の外に大検使・小検使などが同行したが、これらの掛りの者達も、それぞれ師範方の掛りの者から情報の伝達を受けたことは間違いない。前述の通り寺社奉行職は勘定奉行や町奉行などとは異なり、その輩下をすべて家臣で賄う形を取ったため、発足当初は輩下の者達も執務を知らぬ状況であった。実務に精通した者から教示を受ける必要があり、師範側がその役割を負ったわけである。師範側では自らが有するすべての執務情報を伝授すべく努めたといえる。それはまさに家を挙げての情報提供であったのである。

III. 新役寺社奉行の初月番と師範

（1）研修期間と師範の性格

新役への執務情報の伝達について、その一端を明らかにしたが、師範からの情報提供は、就任初日で終了するわけではなかった。ここでは、その後の情報伝達のあり方を、天明7年3月

14) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「松平紀伊守殿御奏者番寺社奉行見習被仰付候節月番相勤候事」には、天明8年4月15日寺社奉行見習に就任した松平紀伊守信通に師範松平右京亮が23件の書類を貸与したことがみられる（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、153～154頁）。

15) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「稲葉丹後殿寺社奉行加役被仰付候付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役二付月番是又師範取計候一件」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、159頁）。

12日に採用された松平和泉守を事例に探してみたい。

一、和泉殿師範之義、於羽目之間ニ相模守江自分・大炊頭申談、相模守師範之義断有之候得共、強而兩人相頼、許容有之候而、和泉殿同所ニ而大炊頭自分兩人ニ而取合、相模守師範許容一統礼申述之

右は、松平右京亮の日記から松平和泉守が採用された日の記事を示したものである¹⁶⁾。これによれば松平和泉守の場合も、前述の稲葉丹後守と同様の手続きを経て師範が決定する。すなわち、寺社奉行松平右京亮・土井大炊頭が、同職堀田相模守へ内々に師範を依頼し、一旦は断られるものの説得によって内諾を得、松平右京亮・土井大炊頭の取り合いで新役和泉守が正式に相模守に師範を願い、相模守がこれを承諾する。そして、その日の夕方には、新役和泉守が師範堀田相模守を訪ね、情報の提供などを受ける。以上のようなあり方が天明期には定形化していたわけである。

その後の動向に注目するならば、天明7年(1787)4月19日、師範堀田が大坂城代へ転出する。新役和泉守は採用からすでに1か月を経ており、必要な情報は伝授済みとも考えられるが、他の奉行は研修不十分と判断し、堀田に代わる師範を選ぶことになる。これらの手続きからは、当時新役寺社奉行の研修期間が、どれ程必要とされ、また、何を持って修了されたものか、明らかにされる必要がある。検討は師範・新役関係を理解する上でも重要なものとなろう。

一、和泉殿も初月番前故、師範之義大炊頭(土井)断申聞、強而頼候得共、丹後殿(稲葉)共違、初相模守一通伝達も相済候、殊ニ相当之例も相弁兼候二付、旁相断、退出後伊勢守(老中阿部正倫)方江内々承合候処、何れ古格之通同人ニ而も古役引請世話いたし候事故、和泉殿も師範いたし候様申来

右は和泉守が採用された天明7年(1787)4月19日の日記の一部である¹⁷⁾。やや理解しにくい点もあるが、新役和泉守がまだ初月番前であることを前提に議論しており、「初月番」が研修上の一つの区切りとして存在したことは間違いない。月番は既述のごとく4人の寺社奉行が交代で勤めるため、新役の初月番は、通常、就任から3・4か月後の順番となる。新役和泉守の場合は、就任から1か月余であり、いまだ月番を経験していない。研修途中という状態であり、後任師範の選出が議題となったわけである。

では、新役和泉守の後任師範は誰が勤めたのであろうか。当時在職中の寺社奉行を確認するならば、師範を勤め得るのはやや古手の松平右京亮と土井大炊頭であり、他は1か月前に就任した当事者松平和泉守、そして新役稲葉丹後守(堀田相模守の後任)であった。調整は月番の担当であり、当初、月番松平右京亮は土井大炊頭に松平和泉守の世話を頼み、自身は新役稲葉丹後守の担当を予定した。しかし、土井大炊頭は、研修途中の者の世話を承知していないことを理由に師範を拒絶した。そのため月番松平右京亮は、老中阿部伊勢守へ問い、同人から月番松平右京亮自身が松平和泉守・稲葉丹後守、両人の世話をしよう指示を受けた。世話は古役の勤めとする認識からの指示であるが、複数の者を一度に世話することは稀であり、特殊な状況

16) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「松平和泉殿寺社奉行加役被仰付候事」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、147頁)。

17) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「稲葉丹後殿寺社奉行加役被仰付候二付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役二付月番是又師範取計候一件」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、158頁)。

といえる。

上記から師範の存在について勘案するならば、月番が責任上引き受けるなど、組織的な対応を要する存在とすることもできるが、留意すべきは土井大炊頭が依頼を断った点である。月番担当から土井大炊頭への依頼は、担当可能と判断した結果と考えられるが、土井大炊頭は研修途中の者の世話を承知していないと、これを断った。師範を承諾するかどうか、それは奉行個々の意向が尊重されたことになる。その意向は月番担当の判断よりも優先されたのである。したがって、師範の勤めとは、組織的に一応管理されるが、基本的には大名の判断に委ねられた存在とすることができるのではないかと。次に初月番における師範の役割を分析することで、さらに理解を深めたい。

（2）初月番と師範の役割

月番寺社奉行は願書や届などを受理し、また公事・訴訟などを吟味し裁決を中心になって進める役割を負った。その月の責任者であり、職務は多岐にわたり責任も重かった。したがって、既述の通り新役の者がすぐさま月番を勤めることはなく、一定の経験を積み職務に馴れたところで担当することが慣例であった。新役の研修は、この月番を1つの区切りに進められることを前述したが、初月番に向けて師範と新役はどのような関係を持ったのか、引き続き松平和泉守を事例に検討したい。

天明7年松平和泉守初月番関係記事一覧

- 4月22日 ・和泉殿より来ル廿六日給仕習礼為致候ニ付、自分近習之もの差遣候様被申越候間承知之旨申遣
- 4月26日 ・今日和泉殿役人兩人宅江罷越候様為申遣、自分退出之節於内座初而逢候
・今日同人方江給仕為習礼近習之者兩人差遣之
- 4月27日 ・和泉殿より明日自分評席為見分弥罷越候様被致度旨、并役人・近習之者差越候様申越候間役人ハ差遣間敷、其余ハ承知之旨返答申遣
- 4月28日 ・御礼書之通相済退出候、自分ニハ和泉殿江来月初月番ニ付評席并給仕等為見分罷越相済帰宅
・和泉殿江今日近習之者兩人差遣之
- 4月29日 ・今日和泉殿江評席為習礼役人・大検使・小検使・祐筆等老人ツ、差遣之
- 4月晦日 ・和泉殿より来月初月番被相勤候ニ付、万端被相頼候旨、且又役人日々差遣候様いたし度旨役人を以被申越之
- 5月朔日 ・和泉殿初月番ニ付今日より廿九日迄日々役人老人ツ、差遣之
- 5月5日 ・明六日和泉殿初内寄合ニ付為取調役人・大検使・小検使老人ツ、祐筆式人差遣之
- 5月6日 ・去ル四日御能見物之為御礼登城退出より和泉殿宅初内寄合ニ付罷越例之通相済退散、但式之寄合
・今日和泉殿初内寄合ニ付役人差遣候節着一折差遣之
- 5月18日 ・明十九日和泉殿宅臨時内寄合ニ付為取調役人老人・祐筆式人差遣之
- 5月19日 ・例刻登城退出より和泉殿宅臨時内寄合ニ付罷越例之通相済退散

5月26日 ・明廿七日和泉殿宅内寄合ニ付為取調役人壺人・祐筆式人例之通差遣之

5月27日 ・例刻登城退出より和泉殿宅内寄合ニ付罷越例之通相済退散

右は師範松平右京亮の日記から松平和泉守初月番の關係記事を抜き出したものである¹⁸⁾。天明7年(1787)5月の初月番に向けた具体的な取り組みが明らかであり、その準備は4月下旬に開始された。たとえば、4月22日、和泉守は「給仕習礼」のために近習の者の受入れを師範に願い出る。師範右京亮はこれに応え、希望日の26日に近習2名を受け入れ、また和泉守の寺社役2名を呼び、面談にも応じた。「給仕習礼」は、月番主催の内寄合などでの賄い(振る舞い)に関する作法などの伝授を目的とした予行練習的なものを指す。

また、28日には、和泉守宅の「評席」が完成し、師範右京亮が近習2名とともに見分に赴く。評席は、公事評席であり月番が主催する内寄合などで不可欠となった。見分が済んだ翌29日には「評席習礼」のために、役人・大検使・小検使・祐筆等1名宛を和泉守宅へ派遣する。ここでは評席での立ち振る舞いや言葉など実技的な指導もなされた。

師範は、以上のように月番開始以前に通りの情報を伝達し、月番任務に支障がないよう体制整備に協力する。また、情報の伝達はここでも寺社奉行・寺社役・大検使・小検使・祐筆などが、相手の各掛りの者に、必要とする情報を的確に伝授するのであった。

しかし、世話は初月番前にすべて終了するわけではなかった。4月晦日、和泉守は月番中毎日、役人(寺社役)1名を派遣するよう師範右京亮に願い、師範はこれに応え5月1日から29日まで毎日寺社役を派遣する。また、内寄合日には寺社役・大検使・小検使を各1名、祐筆2名を派遣した。5月に内寄合は5回の開催をみるが、師範方ではその都度各担当の者を派遣したのであった。

以上のように初月番における師範の役割は、事前準備に向けた師範自身の設備見分と諸役人の派遣、初月番期間中の寺社役の連日派遣、初月番内寄合への諸役人の派遣などを通じて直接指導・実地訓練を行うことであった。新役方は基本的に何も承知していない状況であるため、その指導は密着指導というべき方法をとったわけである。新役の寺社奉行やそれを補佐する掛りの者たちの正常な活動は、他藩からの全面的な支援によって体制が整えられていったといえるのである。

(3) 寺社奉行の自立性と師範

新役初月番における師範の役割の一端が明らかとなったが、師範による伝授は初月番後もさらに引き続いた。師範による指導期間、指導内容の変化、研修期間における新役の権限などについて確認したい。

新役被仰付候節師範之者取計之事

一、同年(寛政三年)十月廿一日周防殿より請取持帰、翌日廿一日淡路殿江相廻ス、左之通

卷上

18) 「稲葉丹後殿寺社奉行加役被仰付候ニ付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役ニ付是又師範取計候一件」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、157～163頁)。

亥十月十七日越中守殿江吉松治左衛門を以進達、即刻承付候様御下ヶ承付いたし同
廿日御同人江同人以再達

書面伺之通可仕旨被仰聞承知仕候

亥十月十七日 板倉周防守

寺社奉行

私共同役新役被仰付候節、是迄初月番之節ハ万端師範之存寄を以取調新役之者江申談、二
度日月番之節者新役之者存寄を以取調逸々師範江相談仕、師範之者存寄有之義ハ調直シ遣
候義ニ而、二度日月番迄ハ万事師範之者引請取計候仕来ニ相成来候得共、一躰奉行所取扱
之規矩定法之義ハ師範より伝達可仕筋候得共、公事裁断之義ハ勿論其外取計向之始末等
銘々存寄茂有之候義ニ付、新役ニ候迄右躰之義師範之存寄を以可取計ニも有之間敷、依之
以来之義ハ、右取計之筋銘々存寄之趣取調、奉行所規矩定法ニ振候義無之哉否之義ハ相談
仕、師範之存寄ニ不拘方無益之勞煩無之可然哉ニ奉存候、前々仕来之様ニも相成来候ニ付
此段相伺申候

十月

右は寛政3年（1791）10月、寺社奉行から老中への問合せと、その承付書からなる史料¹⁹⁾で
あり、ここから新役が2度目の月番まで師範の世話を受けたこと、初月番と2度目の月番では
師範の役割が異なることなどが明らかである。すなわち、初月番では執務がすべて「師範之存
寄」をもって行われ、新役へは申し談ずる形が取られ、2度目の月番では「新役之者存寄」を
もって取り調べ、師範へ相談し必要に応じて調べ直す形が取られたという。初月番に師範の役
人が新役方へ派遣される状況を先に指摘したが、そこにはこうした事情があったのである。

また、右京亮の日記には「手離迄之内定式外之進達者、師範江一通り相談之上取調候」²⁰⁾と
もあり、新役が師範の手を離れるまでは、定式以外の書類はすべて師範へ相談のうえ作成して
いたとするが、この点も上記の点と矛盾するものではなからう。

したがって、師範からの手離れは2度目の月番後であり、新役がひとり立ちするには5～8
か月を要したことになる。この期間が研修期間ということになる。

ただし、史料の後段に注目するならば、「奉行所取扱之規矩定法之義ハ師範より伝達可仕筋」
であるが、「公事裁断之義ハ勿論其外取計向之始末等銘々存寄」もあるので、師範へは奉行所
の規矩定法に照らし支障の有無のみを尋ね、公事裁断における判断は新役が以前から「仕来」
同様に実施したとある。新役は師範から伝授された基本的な規則のうえに、それぞれ独自の判
断をなしうる存在して、その裁量権を認められたことになる。それは寺社奉行相互の基本的関
係でもあり、それぞれが裁量権を有する独立した組織として存在したことを示す。また、自己
の家臣をもって執務体制を整えるあり方も、それぞれが一定の独立性を認められた結果といえ
るのではなからうか。

もちろん、奉行それぞれの裁量権は、次第に組織の論理が優先されるようになり、全体の政
治システムの中に吸収されていったことが考えられる。具体的には組織としての法の整備、執

19) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「寺社奉行新役被仰付候儀ニ付同役申合留之内書抜」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、143～144頁）。

20) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「稲葉丹後殿寺社奉行加役被仰付候ニ付師範取計并松平和泉殿初月番前師範転役ニ付月番是又師範取計候一件」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、163頁）。

務のための組織的な記録管理などについて実証される必要があると考える。

(4) 師範・新役と儀礼関係

新役寺社奉行への執務情報の伝達は、初月番、2度目の月番に師範側が各掛りの役人を派遣し、全面的にバックアップするなかで行われた。その方法は寺社奉行職の長年の活動のなかで創造されたものと考えられるが、ここでは、天明・寛政期に種々見直しが計られた師範・新役の關係に注目して、寺社奉行職にみられた情報伝達の性格を考えてみたい。

〈史料A〉

新役被仰付候義ニ付申合之事

一、寛政三亥年三月寺社奉行動向并取計向之義相改候趣申上候書付之内左之通

亥年三月廿九日越中守殿ニ直達同四月五日承付候様備前殿江居渡承付いたし、同七日御同人江再達

寺社奉行動向并取計向之義相改候趣申上候書付

上野増上寺近火之節相詰候義、且相談仕候古役之者江贈物之義ハ以御書取被仰聞、其外之段ハ申上之通可相心得旨被仰聞承知仕候

亥四月五日

寺社奉行

- 一、新役被仰付銘々宅江初而出席仕候節、且年始初寄合之節、式之寄合と申私共不殘并家来とも迄麻上下着用仕、床飾等も仕膳中酒肴一種菓子等差出、新役宅初寄合之節も右同断ニ而盃事等仕候処、以来式之寄合と申義都而相止、新役之もの初而出席之節一度其身計麻上下着用仕年始初寄合之節ハ私共不殘家来共迄麻上下着用いたし候計ニ仕候積
- 一、新役被仰付内座評席取繕出来之上、相談仕候古役之者罷越内寄合之式等伝達仕、且初月番前并初内寄合前日为習礼相談仕候古役之者より寺社役・大検使・小検使・右筆等可差遣候義已来不殘相止候積
但、初月番中相談仕候古役之者より寺社役壺人ツ、差遣義ハ是迄之通仕内寄合之式等も右寺社役江相談候積
- 一、初月番前月晦日同役江頼之使者町奉行・御勘定奉行江案内奉札差出候処、以来同役江之使者相止町奉行御勘定奉行江計奉札差出候積
- 一、初内寄合無滞相済候為挨拶相談仕候古役之者江寺社役、外同役江者大検使使者差出候処已来相止候積り
- 一、新役被仰付御役儀之御礼申上候節、同役江一種三百疋ツツ相贈、寺社役・大検使・小検使等江目録差遣、且相談仕候古役之者江巻物式、干鯛一折相贈、寺社役・大検使・小検使・右筆・物書・同心・小頭等江目録差遣候所已来不殘相止候積り
- 一、新役之者より相談仕候古役之もの江年始為祝儀太刀馬代相贈寺社役江ハ目録差遣、且端午暑寒中元歳暮為祝義使者差遣、古役之者より新役之者江も年始為祝儀太刀馬代相贈候処已来相止候積り
- 一、手離ニ付相談仕候古役之者江肴一折相贈、且初月番二度目月番中相談仕候古役之もの寺社役・大検使・刀番・小検使・右筆等江反物、或者目録等差遣候義有之候所以来相止候積

- 一、新役被仰付候節古役のものより一種三百疋并御役儀之御礼申上候節、干鯛一箱相贈、且同役共吉凶ニ付使者奉札等差出候処已来相止候積り

〈史料B〉

同年（寛政三年）四月九日私共勤向并取計向之義猶又申合候趣申上候書付之内左之通

亥四月九日越中守殿江直達

私共勤向并取計向之義猶又申合候趣申上候書付

寺社奉行

- 一、新役被仰付候節相談仕候古役之者江巻物二、干鯛一折相贈、寺社役・大検使・小検使・右筆・物書・同心・小頭等江目録差遣候義相止候積り申合候処、相談仕候古役之者江一種五百疋相贈、寺社役江金三百疋、大検使同二百疋、小検使・右筆・物書江同百疋ツツ、同心・小頭初惣同心共江金貳兩差遣可申候

- 一、手離ニ付相談仕候古役之者江肴一折相贈、且初月番二度日月番中相談仕候古役之者、寺社役・大検使・刀番・小検使・右筆等江反物、或ハ目録等遣候義相止積申合候処、初月番相済候節相談仕候古役之者江肴一折相贈、寺社役江金五百疋、大検使江同三百疋、小検使・右筆江同貳百疋、同百疋差遣可申候

但寺社役之義ハ初月番中日々相詰候義ニ付別段金五百疋差遣、且同心共之義も以来手入ニ相成候ニ付、新役之方同心共勤馴候迄ハ一兩人ツツ差遣候積ニ御座候間、同心小頭初惣同心共江金二兩差遣可申候

- 一、新役被仰付候節古役之者より一種三百疋相贈候義相止候積申合候処、悦之使者計差遣可申候

- 一、相談仕候古役之者江前書之通相贈候節答礼ハ仕間敷候

右之通猶又申合候、依之申上候

四月

右の2点の史料は、師範・新役間での御礼・贈答行為に関する寺社奉行職の申し合せである²¹⁾。史料に師範の文言はないが、「相談致候古役之者」「古役之方」などが師範を指す。史料Aでは師範・役人を招いた内寄合習礼・月番箆筭受取・内寄合前日指導などの供応は止め、食事は一汁一菜とし、酒・吸物・菓子なども出さぬこと、また、師範・役人への節季の贈答行為、月番明の御礼などを停止することを申し合せ、寛政3年（1791）4月5日に老中へ提出し、7日に承付書を上げる。一方、史料Bはその2日後4月9日、贈答・振舞などの行為を一部旧に復することを申し合せ、同様に老中に送った書付である。両書付を比較するならば、例えば新役が師範から手離れる場合、5日の申し合せでは師範へ肴1折を贈り、また、初月番・2度目の月番においても師範、寺社役・大検使・刀番・小検使・右筆などへ反物、あるいは目録を贈っていたものを全て停止としたが、9日の申し合せでは、師範に肴1折、寺社役へ金500疋、大検使へ同300疋、小検使・右筆へ同200疋・同100疋を贈ることに改まる。

贈答行為の縮小、そして復活の理由は明らかではないが、一端寺社奉行内で取り決め老中へ承付書を提出したものを、数日後にはほぼ旧に復しており、ここからは贈答行為などが師範・

21) 「寺社奉行新役被仰付候部」のうち「寺社奉行新役被仰付候義ニ付同役申合留之内書抜」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』13、142～143頁）。

新役関係にとって欠かせぬものと再認識されたことが推測される。当時は政治的にも儉約が求められており、規模の縮小はそうした路線の一環と考えられるが、師範・新役間における贈答行為の復活はこうした政治的な取り組みすら復するものといえる。言い換えるならば、贈答行為をなくして、師範・新役関係は成り立たなかったことになる。

それは、師範・新役関係が寺社奉行という組織内の関係に止まらぬ性格であることを意味するのではなからう。組織内の情報伝達行為としての枠組みを逸脱しているとすることもできる。新役研修は組織内の古参が担当したが、実際は大名家相互間における支援とでもいべき性格のものといえる。御礼・贈答行為の復活は家相互の問題として、適切な対応が求められた結果といべきであろう。

また、新役にとって的確に伝授を受けることができるかどうかは、その後の昇進や家の評価・存亡に関わるものであったに違いない。家を挙げて知識や技術の習得に励むことが必要となる。指導を仰ぐ師範側に対しては、それに見合う答礼行為が必要と考えられたに違いない。政治的には簡素化が指向されたが、師範・新役関係では実質的な御礼行為が必要されたのである。

おわりに

前近代の組織・集団が有した知識や技術はどのように継承されたものか、江戸幕府寺社奉行を事例に検討を行ってきた。寺社奉行への注目は、スタッフ全員が奉行家臣からの採用であり、就任当初は奉行・家中とも執務についてまったく知識を有しておらず、奉行所としての体制整備の取り組みは、組織・集団における知識・技術の継承の問題を検討する上で、ひとつのモデルになると考えたことによる。

分析では、寺社奉行松平右京亮輝和の編集とされる「祠部職掌類聚」に収録された史料「寺社奉行新役被仰付候部」を用い、次のような諸点を明らかにした。すなわち、新役に必要事項を伝授するシステムが存在したこと、具体的には古参の寺社奉行が師範となり新役の世話役を勤めたこと、師範による伝授は新役の寺社奉行本人のみならず、その家臣をも対象に実施されたこと、伝授は初月番・2度目の月番までを基本とし相当に時間を要したことなどである。

また、ここで見られた師範・新役関係は、そもそもは家と家との関係で執務に関する情報が伝授され、それが次第に組織の取り決めとして機能するものへと変質したと考えられた。大きな流れとしては「私的な(家相互的な)情報伝達」から「組織的な情報伝達」へとその性格を変化させるが、家的な部分を多く含んでいたといえる。師範という存在も、幕府による設定というよりも、寺社奉行という同職の者達相互の問題として創造されたシステムと考えられる。見方を替えるならば、大名家から大名家へと、情報伝達する方法が高度に発達した形と理解することもできるわけである。

22) 松平秀治「江戸幕府老中の勤務実態について－真田幸貫の史料を中心に－」(『幕府制度史の研究』所収、吉川弘文館、1983年)。

23) 拙稿「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」(『史料館研究紀要』35号、2004年)。

なお、新役研修に関わる師範は、寺社奉行ばかりではなく老中²²⁾、奏者番²³⁾、側役²⁴⁾でも設けられており、この他の役職でも師範の存在が十分に考えられる。各役職のあり方により師範の取り組みは、それぞれ異なることが考えられるが、個々に分析を進めるなかで、江戸幕府という巨大な組織における執務情報の伝達のあり方、また、組織像などが明らかとなろう。具体的な検討は今後の課題である。

24) 深井雅海「国立公文書館内閣文庫蔵『新規御側被仰付候節覚』について」（『栃木史学』第19号、2005年）。